

認定学校等の卒業者に対する試験の一部免除(規則第7条)

総務大臣の指定を受けた学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設を卒業した者が当該学校卒業の日から3年以内に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより申請によって無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部を免除します。

※総務省告示第273号(最終改正 H30.3.29第118号)

- (1) 従事者規則第7条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第13条の規定による認定を受けた学校等(以下「認定学校等」という。)を卒業(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了)し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。
- (2) 免除する試験科目の試験は、認定学校等及び受験する資格の国家試験の区別に従い、次の表に掲げるとおりとする。

認定学校等	受験する資格の国家試験	免除する試験科目の試験
第一級総合無線通信士の国家試験の電気通信術の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	電気通信術の試験
	第二級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士	
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	
	航空無線通信士	
第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
	第二級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士	
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	英語の試験
	航空無線通信士	
	第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎の試験
第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第二級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士	
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	電気通信術の試験英語の試験
	航空無線通信士	
	第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎の試験
第二級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験英語の試験
	第三級総合無線通信士	
	第二級海上無線通信士	無線工学の基礎の試験
	航空無線通信士	英語の試験

認定学校等	受験する資格の国家試験	免除する試験科目の試験
第二級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第三級総合無線通信士	
	第二級海上無線通信士	無線工学の基礎の試験
	航空無線通信士	電気通信術の試験 英語の試験
第三級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
第三級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
第一級海上無線通信士の国家試験の電気通信術の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級海上無線通信士	電気通信術の試験
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	
第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第二級総合無線通信士	
	第二級陸上無線技術士	
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	英語の試験
第一級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第二級総合無線通信士	
	第二級陸上無線技術士	
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
	第一級海上無線通信士	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第二級海上無線通信士	
	第三級海上無線通信士	電気通信術の試験 英語の試験
第二級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
	第二級海上無線通信士	
	第一級海上無線通信士	英語の試験
	第三級海上無線通信士	

認定学校等	受験する資格の国家試験	免除する試験科目の試験
第二級海上無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
	第一級海上無線通信士	電気通信術の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
第一級陸上無線技術士の国家試験の無線工学の基礎の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第二級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士	
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第一級陸上無線技術士	
	第二級陸上無線技術士	
第二級陸上無線技術士の国家試験の無線工学の基礎の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士	無線工学の基礎の試験
	第二級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士	
	第一級海上無線通信士	
	第二級海上無線通信士	
	第二級陸上無線技術士	